

子ども・子育て会議	
資料 No. 4	参考資料①

子ども・子育て新制度への移行準備をおこなう
木津川市子育て支援 No. 1 のまちづくり推進チーム

(順不同・敬称略)

所 属		氏名	補足
保健福祉部	部長	岩木雅邦	リーダー
	次長	森 功	
子育て支援課	課長	竹谷修身	事務局兼務
保育所	園長会代表（公営）	松田昭子	
	園長会代表（民営）	藤本和寿	
子育て支援 センター	センター長代表（公営）	南 享子	
	センター長（民営）	西 緑	
健康推進課	課長	大溝健俊	
教育部	部長	森本直孝	
学校教育課	課長	竹本充代	
幼稚園	園長代表（公営）	井上直美	
	園長代表（民営）	志水百合子	

事務局 子育て支援課

コンサルタント 株式会社 ぎょうせい

木津川市子育て支援 No. 1 のまちづくり推進チーム設置規程

(設置)

第1条 急速な少子化の進行、子どもや家庭を取り巻く環境の悪化等に適切に対応し、次代の木津川市を担う子どもたちが夢の持てる社会を実現するための方策について、全庁を挙げて議論・検討することにより、総合的・効果的に子どもの育ちを確保する施策を推進するため、子育て支援 No. 1 のまちづくり推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(事務内容)

第2条 チームは、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 子どもの育ちを支援する総合的な施策の推進に向けた企画・立案にすること。
- (2) 子どもの育ちを支援する施策の推進に係る総合調整にすること。
- (3) その他子どもの育ちを支援する施策の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 チームは、職員のうちから市長が指名する者をもって構成し、リーダーは保健福祉部長をもって充てる。

(会議)

第4条 チームの会議は、必要に応じ、保健福祉部長が招集する。

- 2 保健福祉部長が必要と認めた場合は、構成員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 必要に応じて市長の決裁を得て学識経験者等の参加を求め、その助言又は指導を受けることができる。

(庶務)

第5条 チームに関する事務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。